

一般社団法人 全日本吹奏楽連盟正会員
岩手県吹奏楽連盟規約

第1章 総 則

- 第1条** (名 称)
 本連盟は、岩手県吹奏楽連盟と称する。
- 第2条** (事 務 局)
 本連盟は、事務局を会長指定の場所に置く。
- 第3条** (構 成)
 本連盟の加盟については、全日本吹奏楽連盟「加盟団体に関する登録規約」に準ずる。なお、幼稚園、保育園等の合奏団の臨時の加盟はこれを認める。
- 第4条** (組 織)
 本連盟には久慈、県北、盛岡、花巻、北上、奥州、一関、宮古、釜石気仙の9支部を置く。

第2章 目的及び事業

- 第5条** (目 的)
 本連盟は、全日本吹奏楽連盟の掲げる目的に即して、加盟団体相互の親睦と、吹奏楽およびマーチングの普及・発展を図り、吹奏楽を通して音楽教育の振興と青少年の健全育成を目的とする。
- 第6条** (事 業)
 本連盟は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。
- (1) 会議（理事総会、評議員会、その他）の開催
 - (2) 岩手県吹奏楽コンクールの開催
 - (3) マーチングコンテスト岩手県大会の開催
 - (4) 小学生バンドフェスティバル岩手県大会の開催
 - (5) 岩手県アンサンブルコンテストの開催
 - (6) 指導者講習会の開催
 - (7) 東北、全日本吹奏楽連盟および他団体との連絡と協議
 - (8) その他、目的を達成するために必要な事業

第3章 役 員

- 第7条** (役 員)
 本連盟には下記の役員を置く。
- | | |
|------------|------------------------|
| (1) 会 長 | 1 名 |
| (2) 副 会 長 | 若干名 |
| (3) 理 事 長 | 1 名 |
| (4) 副理事長 | 若干名 |
| (5) 事務局長 | 1 名 |
| (6) 事務局次長 | 若干名 |
| (7) 常任理事 | 若干名 |
| (8) 評 議 員 | 各支部2名（うち1名は支部事務局長をあてる） |
| (9) 監 事 | 若干名 |
| (10) 相 談 役 | 若干名 |
- 第8条** (任 務)
 役員の仕事は次のとおりとする。
- (1) 会長は本連盟を代表し、業務を統括する。
 - (2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある場合、会長を代行する。
 - (3) 理事長は本連盟の業務を掌握し、業務推進の主体となる。
 - (4) 副理事長は理事長を補佐し、理事長に事故ある場合、理事長を代行する。
 - (5) 事務局長は、連盟事務及び会計を担当す

- る。
- (6) 事務局次長は、事務局長を補佐する。
- (7) 常任理事は、連盟業務遂行に参画する。
- (8) 評議員は、評議員会において議決権を行使する。
- (9) 監事は、連盟業務の監督および会計の監査を行う。
- (10) 相談役は、会長および理事長の諮問に応じ連盟業務について助言などを行う。

- 第9条** (選 任)
 役員の仕事は次のとおりとする。
- (1) 会長は評議員会において推薦する。
 - (2) 副会長は評議員会において推薦し、会長が委嘱する。
 - (3) 理事長、副理事長、事務局長、事務局次長は評議員会において推薦し、理事総会の承認を経て、会長が委嘱する。事務局長は、副理事長を兼任できる。
 - (4) 常任理事は理事長が推薦し、理事総会の承認を経て会長が委嘱する。評議員との兼任はこれを認める。
 - (5) 評議員は各支部で選出し、会長が委嘱する。
 - (6) 監事は評議員会で選出し、理事総会で承認を受ける。
 - (7) 相談役は理事長が推薦し、理事総会で承認を経て会長が委嘱する。
- 役員の仕事は1年とする。
 ただし、再任は妨げない。

第4章 名誉会長、顧問

- 第10条** (名誉会長、顧問)
 本連盟に名誉会長、顧問をおくことができる。
- 2 名誉会長、顧問は、評議員会の推薦により会長が委嘱する。

第5章 会 議

- 第11条** (会 議)
 本連盟の会議は次のとおりとする。
- (1) 理事総会
 理事総会は、本連盟役員、理事をもって構成する。理事は各団体代表者1名とする。理事総会は、評議員会で日時および場所を定め、毎年1回会長が召集する。議長には、理事より1名を選出する。
 - (2) 評議員会
 評議員会は会長、副会長、理事長、副理事長、事務局長、事務局次長、常任理事、評議員、監事で構成し、理事総会に次ぐ決議機関である。評議員会は、理事長が日時および場所を定め、会長が召集する。議長には、常任理事より1名を選出する。
 - (3) 常任理事会
 常任理事会は、会長、副会長、理事長、副理事長、事務局長、事務局次長、常任理事、監事で構成する。常任理事会は、必要の都度、理事長が日時および場所を定め、会長がこれを召集する。理事長が議長を務める。
 - (4) 総務会
 総務会は、理事長、副理事長、事務局長で構成し、必要に応じて出席者を加える。必要の都度、日時、場所を定め、会長がこれを召集する。理事長が会を主宰する。
 - (5) 事業別委員会

全日本吹奏楽連盟及び東北吹奏楽連盟の主催する事業の担当県となった場合、並びに本連盟の主催する事業毎に、理事長が実行委員会を組織し、会長がこれを召集して事業を遂行する。

第12条（会議に付議すべき事項）

- （1）理事総会に付議すべき事項
 - ①事業計画および報告
 - ②予算・決算
 - ③役員の選任
 - ④規約の改定
 - ⑤その他特に必要な事項
- （2）評議員会の議決事項
 - ①理事総会から委嘱された事項
 - ②常任理事会または総務会等から提案された事項
 - ③その他必要な事項
- （3）常任理事会が取り扱う事項
 - ①連盟事業の企画、運営およびその会計の運用に関する協議と執行
 - ②理事総会または評議員会から委嘱された事項の協議
 - ③その他必要な事項の審議
- （4）総務会が取り扱う事項
 - ①連盟業務の企画と執行
 - ②理事総会、評議員会、常任理事会から委嘱された事項の協議と決定
 - ③緊急な事項への対処
 - ④その他必要な事項

第13条（緊急事態対応）

災害などの緊急事態により、第11条に定める理事総会および評議員会の開催が困難である場合、常任理事会又は総務会が第12条に定める事項の議決を行うことができる。

- 2 前項の議決は、事後、理事総会又は評議員会に報告しなければならない。

第14条（議決）

会議の議決は出席者の過半数の賛否により決定する。賛否同数の場合は議長が決定する。

第6章 支 部

第15条（役員）

各支部には支部長、支部事務局長各1名を置く。

- 2 選出・任期については支部で決定する。

第16条（任務）

支部役員の任務は以下のとおりとする。

- （1）支部長は支部を代表し、支部の業務を統括する。
- （2）支部事務局長は支部の業務を行うとともに、本連盟業務遂行に参画する。
- （3）本連盟事務局に以下の書類および加盟費を提出する。
 - ① 加盟団体一覧表 （4月末日）
 - ② 支部役員名・所属 （4月末日）
 - ③ 評議員名・所属 （4月末日）
 - ④ 県吹連加盟費 （5月末日）

第17条（支部総会）

支部総会は各団体の理事によって構成され、支部長がこれを召集する。各支部は5月末日までに支部総会を開き以下のことを決定する。

- （1）役員の選出
- （2）事業計画および報告
- （3）予算および決算
- （4）支部会費の決定

第7章 会 計

第18条（会計）

会計は次の諸収入をもってあてる。

- （1）加盟費
- （2）事業収入
- （3）助成金
- （4）寄付金
- （5）その他の収入

第19条（加盟費）

本連盟に加盟する団体は、加盟費として以下の金額を支部事務局に納入する。

- （1）小学生 8,000円
- （2）中学生 10,000円
- （3）高等学校 10,000円
- （4）大学 10,000円
- （5）職場 10,000円
- （6）一般 10,000円

第20条（会計年度）

本連盟の会計年度は当年4月1日より翌年3月31日までとする。

第8章 補 則

第21条 本規約の実行に必要な細則は評議員会の議決を経て別に定める。

第22条 本規約の改廃は理事総会の議決によらなければならない。

第9章 付 則

本規約は、昭和60年6月1日より施行する。
 本規約は、平成元年5月 日より施行する。
 本規約は、平成8年5月18日より施行する。
 本規約は、平成10年5月16日より施行する。
 本規約は、平成14年5月11日より施行する。
 本規約は、平成17年5月7日より施行する。
 本規約は、平成18年5月3日より施行する。
 本規約は、平成22年5月1日より施行する。
 本規約は、平成23年5月7日より施行する。
 本規約は、平成26年4月29日より施行する。
 本規約は、平成27年4月29日より施行する。
 本規約は、平成28年5月7日より施行する。
 本規約は、令和2年4月27日より施行する。
 本規約は、令和3年5月1日より施行する。
 本規約は、令和4年4月29日より施行する。
 本規約は、令和5年4月29日より施行する。
 本規約は、令和6年4月28日より施行する。